

経 済 産 業 省

平成 16・06・24 原院第 2 号
平成 1 6 年 7 月 2 7 日

民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-234c-04-5

原子力安全・保安院は、電気事業法に基づく技術基準への適合性を迅速に確認するため、「民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」を定めたので、電気事業者等に対し、別添のとおり通知することとする。

(別添)

経済産業省

平成 16・06・24 原院第 2 号

平成 16 年 7 月 27 日

民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について

経済産業省原子力安全・保安院

1. 目的

「新技術・民間規格の技術基準への適合性確認の在り方」(平成 15 年 8 月総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会報告)に基づき、迅速かつ機動的に、新技術又は民間規格を、電気事業法に基づく技術基準(電気設備、水力設備、火力設備、風力設備又は溶接(原子力発電工作物に係る場合を除く。))に関するものを定める省令の審査基準とするために、その適合性確認のプロセスを示す。

2. 用語の定義

省 令 基 準： 電気事業法第 39 条第 2 項に基づき、経済産業省令で定められている技術基準(電気設備、水力設備、火力設備、風力設備又は溶接(原子力発電工作物に係る場合を除く。))に関するものをいう。

基 準 解 釈： 省令基準を満たす具体的な技術的内容の一例として国が予め公表しているものをいう。

個 別 技 術 規 格： 業界団体等が作成した個別の技術に係る規格をいう。

民間規格評価機関： 個別技術規格又は基準解釈とは異なる新たな規格体系の規格を、省令基準に適合しているか否かについて評価する機能を有する機関をいう。

技 術 要 素： 個別技術規格又は基準解釈とは異なる新たな規格体系の規格について、民間規格評価機関が評価する際に参照するためのものをいう。なお、国は必要に応じ省令基準を満たすために必要な技術要素を省令基準の項目ごとに明示する。

3. 新技術・民間規格の省令基準への適合性確認のプロセス

国は、民間規格評価機関から省令基準を満たす個別技術規格又は基準解釈とは異なる新たな規格体系の規格の提案を受けたときは、以下によってその提案内容の省令基準適合性の確認を行う。

当該機関が民間規格評価機関としての公平性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力に問題がないこと

国は、当該機関が別紙に示す「民間規格評価機関の要件」(以下単に「要

件」という。)を満たしていることを確認することにより行う。

国に提案した内容に対する当該機関による評価プロセスが適切であること

国は、要件を満たしている当該機関による評価プロセスが適切に実施されていることを確認することにより行う。

当該機関が検討した技術的内容について十分な説明責任を果たしていること

国は、省令基準への適合性を確認する際には、当該機関が個別技術規格又は基準解釈とは異なる新たな規格体系の規格について、既存の基準解釈と比較すること、又は省令基準を満たすために必要な技術要素を参考にすることなどの方法を用いて評価しているか否かの確認を行う。

国は、以上の確認結果が適切であるならば、個別技術規格の場合には、基準解釈を改正した上で審査基準に反映し、また、基準解釈と異なる規格体系の規格の場合には、審査基準に当該規格体系の規格を追加し公表する。

民間規格評価機関の要件

1. 適用範囲

平成15年8月総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会報告(以下「部会報告」という。)の「新技術・民間規格の省令基準への適合性の確認の在り方」で述べられている^{*}新スキームにおいて、その役割を担う民間規格評価機関に適用するものである。

^{*}新スキーム：部会報告第1章の図1-3「個別技術規格等が審査基準に至るまでのプロセス」

2. 本要件の適用と適合性確認プロセス

民間規格評価機関の検討結果を受けての国の検討では、民間規格評価機関の公平性、客観性及び透明性並びに技術的能力・管理能力に問題がないことを確認することを主眼として、技術的内容についての検討は、民間規格評価機関における検討と不必要な重複が生じることがないようにする。

ここで示す民間規格評価機関の要件は、新スキームにおいて、新技術・民間規格が省令基準を満たすかどうかについての民間規格評価機関による検討結果を受けて、その結果を国が検討する際、民間規格評価機関での評価プロセスの適切性を確認する場合に用いる。

国が、民間規格評価機関が要件を満たしていることを確認することにより、当該民間規格評価機関で評価された民間規格は、部会報告で述べられている公平性等を確保したプロセスにより作成されたものであることと確認することができる。

3. 要件

(1) 一般

民間規格評価機関が民間規格の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

民間規格評価機関が民間規格の評価を行う際には、要請があった評価に係する事項に限定しなければならない。

(2) 組織

民間規格評価機関が行う民間規格評価活動と当該評価機関が行う他の活動とを区別する方針と手順をもたなければならない。

民間規格評価プロセスに直接かかわる委員会(以下「規格評価委員会」という。)の設置及び運営のための公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。

規格評価委員会は、中立者である学識経験者のみで構成されているか、又は設備の供給者、利用者その他の利害関係者(以下「利害関係者」という。)のバランスがとれていなければならない。(単一の利害関係分野の者が規格評価委員会の委員の3分の1以下であること)

利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。

規格評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。

民間規格評価機関は、にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

民間規格評価機関は、当該機関で策定された規格が市場において活用されている十分な実績を有していなければならない。

(3) 規格評価プロセス

利害関係者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。

民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。

民間規格評価機関は、規格評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

民間規格評価機関は、新たに規格評価委員会を設置する場合には、その設置に関して適切、かつ、具体的な情報を関係者に提供し、その問い合わせ方法について明示しなければならない。

民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

民間規格評価機関は、規格評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

民間規格評価機関は、評価を行う民間規格の省令基準に対する適合性を確認するとともに、民間規格作成プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。また、必要な場合は、評価を行う民間規格作成プロセスの公平性、客観性及び透明性を確認しなければならない。

民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

民間規格評価機関は、民間規格の評価結果を取りまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設けなければならない。

ただし、民間規格評価機関に提案された規格で、既に意見公募が実施され、かつ、意見公募された内容に技術的変更がない場合にはこの限りではない。

(4) 評価業務管理

民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。

評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。

民間規格評価機関は、規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。